山梨県がん診療連携拠点病院連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県における地域がん診療連携拠点病院の機能の充実及び診療連携体制の確保を 推進するため、山梨県がん診療連携拠点病院連絡協議会(以下「協議会」という。) を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、山梨県のがん診療連携拠点病院間の密接な連携を図るとともに、地域におけるがん医療情報の収集、診療支援医師の派遣、研修計画の調整等を行うことを目的とする。

(事業内容)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1)がん医療従事者研修事業に関する連携事業
 - (2)がん診療拠点病院での診療に関する連携事業
 - (3)院内がん登録促進に関する事業
 - (4)がん相談支援に関する連携事業
 - (5)がん医療普及啓発・情報提供に関する事業
 - (6)その他協議会が必要と認めた事業

(組織)

- 第4条 協議会は、がん診療連携拠点病院の医師及び医療従事者、事務職員で構成する。
 - 2 会長は都道府県がん診療連携拠点病院の医療職代表をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員の互選により選任する。
 - 4 会長は協議会の業務を統括し、協議会を代表する。
 - 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。
 - 6 会長が必要と認めるときは、関係者を協議会に参加させることができる。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、必要に応じて開催する。
 - 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
 - 3 会長が必要と認めたときは、具体的な調査検討を行う部会を設置することができる。
 - 4 部会は、会長が指名する部会長及び協議会委員、病院の担当者をもって構成する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は山梨県立中央病院に置く。

(雑則)

第7条 この要綱の改廃は、協議会の議を経て行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年12月13日から施行する。